

倉庫寄託約款 〔国土交通省届出〕

(昭和35年2月1日 実 施)
(昭和56年5月1日 一部変更)

第一章 総則

- (本約款の適用)
- 1 当会社の権利する寄託、寄託の予約及びこれらに関連する契約については、この約款に定めるところによる。
 - 2 この約款に規定していない事項については、法令及び慣習による。
- (営業時間及び休業日)
- 1 当会社の営業時間は、午前時から午後時までとする。
 - 2 当会社の休業日は、国民の祝日、日曜日及び當地慣行の休日とする。
 - 3 前二項の営業時間及び休業日は、臨時に変更することができる。
- (倉庫、倉庫出庫その他作業)
- 1 倉庫、倉庫出庫及び倉庫出庫の他の作業は、すべて当社が行う。ただし、当社が特に承認したときは、この限りでない。
 - 2 倉庫による意思表示は、書面による意思表示とする。
- 1 当社は、寄託者は証券所持人が当社に対して通知、指図その他意思表示を行なうときは、書面によることを要求することができる。
 - 2 (通知) 通知書
- 1 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当社に通知しなければならぬ。
 - 2 当社の寄託者又は証券所持人に対する通知又は催告は、当該寄託者若しくは証券所持人を知るべきことができるものとする。
 - 3 前二項の規定が履行されなかったときは、民法第977条の2に定める方法によらざることをできる。
 - 4 寄託者は、業務上必要と認めるときは、利息を受け取れない。

第二章 寄託の引受及び受寄物の入庫

- (寄託引受の制限)
- 1 当社の営業時間外に、寄託の引受をしないことができる。
 - 2 寄託引受の申込は、次のとおりとする。
 - (1) 当社の営業時間外に、寄託の引受をしないことができる。
 - (2) 寄託引受の申込は、次のとおりとする。
 - (a) 寄託引受の引渡は、受寄物が危険を負わない限り、荷造の不健全な貨物その他貨物に適しない貨物と認められるとき。
 - (b) 当該貨物の保管に關する設備がないとき。
 - (c) 当該貨物の保管に關する設備が不足であるとき。
 - (d) 当該貨物の保管が法令の規定又は公序良俗に違反するとき。
 - (e) その他やむを得ない事由があるとき。
- (寄託申込書)
- 1 寄託者は、貨物を寄託に際し、当該貨物に關して次の事項を記載した寄託申込書提出しなければならない。
 - 2 寄託引受の取消及び寄託の解除
- 1 寄託引受の取消及び寄託の解除
 - 1 寄託引受の取消及び寄託の解除
- 1 寄託引受の取消及び寄託の解除

第三章 証券、証券及び通帳

- (倉庫証券の交付)
- 1 当社は、受寄物に対して、寄託者の請求があつたときは、倉庫証券（以下「証券」といふ。）を交付する。
 - 2 (証券又は通帳の交付)
- 1 当社は、証券が交付されたときは、寄託者の請求があつたときは、貨物を保管証券（以下「証券」といふ。）を保管証券通帳（以下「通帳」といふ。）を交付する。
 - 2 前項の証券及び通帳は、譲渡し又は担保に供することができる。
- (発券受寄物の分納)
- 1 5条 同の種類の及び品質等の同一の寄託物に属する受寄物に対して、証券を若干枚以上分割して発行するときは、各証券所持人に引き渡すべき貨物の分割については、当社の決定にゆだねるものとする。
- (証券を喪失した場合の貨物の出庫又は証券の再交付)
- 1 6条 証券所持人が証券を遺失し又は紛失若しくは滅失したときは、公示催告の申立をした後、当会社が相当と認めれば担保を供して、寄託物の出庫又は証券の再交付を請求することができる。この場合において、証券所持人が当会社に提出した担保物件は、当該証券について除権判決が確定した後でなければ返還しない。

第四章 受寄物の保管

- (保管方法)
- 1 7条 当社は、受寄物を入庫当時の荷姿のまま当社が定めた方法により保管する。
 - 2 当社は、寄託者又は証券所持人の承諾を得ず、受寄物を入庫当時の保管期間又は保管状態の変更、受寄物の積換、他の貨物との混雑その他の他保管方法の変更をすることができる。ただし、特約がある場合は、この限りでない。
- (再寄託)
- 1 8条 当社は、やむを得ない事由があるときは、寄託者又は証券所持人の承諾を得ないで、当会社が費用で他の倉庫業者に受寄物を再寄託することができる。
- (混合保管)
- 1 9条 当社は、異なる寄託者の承諾を得て、一つの倉庫又は同一の保管場所若しくは保管地における多数の倉庫において、種類及び品質の同一の受寄物を混合保管することができる。
 - 2 当社は、一人の寄託者又は証券所持人に、他の寄託者又は証券所持人の同意なくして、混合保管した受寄物の中から該寄託者又は証券所持人の寄託に係るもの同一数量のものを返還することができる。
 - 3 前項の規定は、寄託者又は証券所持人の一人が自己の寄託に係る数量の受寄物を特定保管に転換するときに準用する。

第五章 受寄物の出庫

- (出庫手続)
- 1 証券又は証券により寄託物を出庫しようとする者は、証券又は証券に指定された事項を記入し、記印のつな、当会社に提出しなければならない。
 - 2 証券又は証券の発行されていない寄託物を出庫しようとする者は、貨物受取証を当会社に提出しなければならない。この場合において、通帳の発行されているときは、あわせて通帳も提出するものとする。
 - 3 前二項の規定によつて生じた相及びそれにより要する費用は、当会社に帰すべき事由に基づく場合でない限り、寄託者又は証券所持人の負担とする。
- (見本の提出)
- 1 寄託者又は証券所持人が見本の提出を請求するときは、必要と認められるときは、証券所持人又は証券所持人の負担とする。
 - 2 寄託者又は証券所持人が見本の提出を請求するときは、証券所持人又は証券所持人の負担とする。
 - 3 寄託者又は証券所持人が見本の提出を請求するときは、証券所持人又は証券所持人の負担とする。
- (出庫の拒絶)
- 1 寄託者は、保管料、荷役料、その他の費用、立替金及び延滞金の支払を受けない間は、出庫の請求に応じないことができる。この場合、出庫の請求に応じないことによる損害については、当社は、その責任を負わない。
 - 2 前項の規定において、留置期間中の保管料、荷役料、その他の費用、立替金及び延滞金は、寄託者又は証券所持人の負担とする。
 - 3 前項の規定において、留置期間中の保管料、荷役料、その他の費用、立替金及び延滞金は、寄託者又は証券所持人の負担とする。

第六章 引取のない受寄物の処置

- (引取の請求)
- 1 寄託者は、一定の日まで引取がなれないときは引取を拒絶したものとみなす旨を付記することができる。
 - 2 寄託者は、一定の日まで引取がなれないときは引取を拒絶したものとみなす旨を付記することができる。
- (供託)
- 1 寄託者若しくは証券所持人が寄託物を受け取ると拒否若しくは引取を拒絶したときは、当社は、その受寄物を供託することができる。
 - 2 前項の規定において、供託を受けるときは、遅滞なくその旨を寄託者又は証券所持人に通知する。ただし、寄託者又は証券所持人を通知できないときは、この限りでない。
- (競売)
- 1 当社は、前条第1項の場合において、寄託者又は証券所持人に對して期限を定め受寄物の引取の催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取がなれないときは、その受寄物を民事執行法に定める手続に従って競売する。この場合において、競売の手続きは、寄託者又は証券所持人に通知する。ただし、寄託者又は証券所持人を通知できないときは、この限りでない。
 - 2 前項の規定において、競売の期日を予告する。
 - 3 当社は、前項において、競売の費用を加へた額に満たないときは、その受寄物を引取する。この場合において、競売の費用を加へた額に満たないときは、その受寄物を引取する。この場合において、競売の費用を加へた額に満たないときは、その受寄物を引取する。

第七章 受寄物の損害賠償

- (火災保険の付保)
- 1 寄託者は、反対の意思表示がない限り、寄託者又は証券所持人のために、受寄物を当会社が適当とす保護者の火災保険に付する。ただし、他の倉庫業者に寄託した受寄物については、その再寄託を受けた倉庫業者がその適当とす保護者の火災保険に付するものとする。
 - 2 受寄物の火災保険に關する事項は、すべて当社（再寄託した受寄物については、その再寄託を受けた倉庫業者をいう。以下第4条まで同じ。）が決定するものとする。
 - 3 当社は、寄託者又は証券所持人に告知したうえで、保険者を変更することができる。
 - 4 (火災保険金額及び一部出庫による制限)
- 1 当社は、前条第1項により受寄物について締結する火災保険契約の保険金額は、受寄物の寄託品額とする。
 - 2 火災保険に付けた受寄物の一部を出庫したときは、その割合に応じた保険金額を減額する。
 - 3 寄託者又は証券所持人は、寄託物が被災した場合に、被災時の価格及び損害の程度並びに損害を賠償するに決定するに際しては、それぞれの金額において当社の承認を得なければならない。
 - 4 前項の規定に於て、寄託者又は証券所持人に異議があるときは、賠償者と協議が整わないときは、当社は、賠償者と協議決定することができる。
 - 5 (火災保険金の支払手続)
- 1 寄託者又は証券所持人は、当会社を經由して火災保険金の支払を受けなければならない。
 - 2 告知義務違反等による損害の負担
- 1 寄託者又は証券所持人が火災保険契約の効力に關して影響を及ぼすような事項を告知せず若しくは不実の告知をしたことによつて生じた損害は、寄託者又は証券所持人の負担とする。

第八章 受寄物の損害賠償

- (責任の始期及び終期)
- 1 当社は、受寄物に關する責任は、寄託者から受寄物の引渡を受けたときに始まり、受寄物を引き渡したときに終る。
 - 2 当社は、受寄物を引き渡した後は、当該貨物が当会社の構内に残存する場合であっても、その賠償の責任を負わない。
- (賠償事由及び保証責任)
- 1 寄託者又は証券所持人に対して当会社が賠償の責任を負う損害は、当会社又はその使用人の故意又は重大な過失によつて生じた場合に限る。
 - 2 前項の場合に当会社に対して損害賠償を請求しようとする者は、その損害が当会社又はその使用人の故意又は重大な過失によつて生じたものであることを証明しなければならない。

第九章 特約事項

- (特約事項)
- 1 寄託者又は証券所持人が前条に規定する事項を承諾した場合は、当会社が寄託者又は証券所持人の負担する間接税を納付したときは、納付の日から日歩を減額する。
 - 2 (免責事項)
- 1 当社は、次の損害については、責任を負わない。
 - (1) 税関が行なう検査、取寄その他の措置により受寄物に關して生じた損害
 - (2) 税関の取寄後、公示その他諸手段により寄託者又は証券所持人の受けることとなる損害

第十章 特約事項

- (特約事項)
- 1 寄託者又は証券所持人が前条に規定する事項を承諾した場合は、当会社が寄託者又は証券所持人の負担する間接税を納付したときは、納付の日から日歩を減額する。
 - 2 (免責事項)
- 1 当社は、次の損害については、責任を負わない。
 - (1) 税関が行なう検査、取寄その他の措置により受寄物に關して生じた損害
 - (2) 税関の取寄後、公示その他諸手段により寄託者又は証券所持人の受けることとなる損害

第十一章 特約事項

- (特約事項)
- 1 寄託者又は証券所持人が前条に規定する事項を承諾した場合は、当会社が寄託者又は証券所持人の負担する間接税を納付したときは、納付の日から日歩を減額する。
 - 2 (免責事項)
- 1 当社は、次の損害については、責任を負わない。
 - (1) 税関が行なう検査、取寄その他の措置により受寄物に關して生じた損害
 - (2) 税関の取寄後、公示その他諸手段により寄託者又は証券所持人の受けることとなる損害

第十二章 特約事項

- (特約事項)
- 1 寄託者又は証券所持人が前条に規定する事項を承諾した場合は、当会社が寄託者又は証券所持人の負担する間接税を納付したときは、納付の日から日歩を減額する。
 - 2 (免責事項)
- 1 当社は、次の損害については、責任を負わない。
 - (1) 税関が行なう検査、取寄その他の措置により受寄物に關して生じた損害
 - (2) 税関の取寄後、公示その他諸手段により寄託者又は証券所持人の受けることとなる損害

第十三章 特約事項

- (特約事項)
- 1 寄託者又は証券所持人が前条に規定する事項を承諾した場合は、当会社が寄託者又は証券所持人の負担する間接税を納付したときは、納付の日から日歩を減額する。
 - 2 (免責事項)
- 1 当社は、次の損害については、責任を負わない。
 - (1) 税関が行なう検査、取寄その他の措置により受寄物に關して生じた損害
 - (2) 税関の取寄後、公示その他諸手段により寄託者又は証券所持人の受けることとなる損害

第十四章 特約事項

- (特約事項)
- 1 寄託者又は証券所持人が前条に規定する事項を承諾した場合は、当会社が寄託者又は証券所持人の負担する間接税を納付したときは、納付の日から日歩を減額する。
 - 2 (免責事項)
- 1 当社は、次の損害については、責任を負わない。
 - (1) 税関が行なう検査、取寄その他の措置により受寄物に關して生じた損害
 - (2) 税関の取寄後、公示その他諸手段により寄託者又は証券所持人の受けることとなる損害

第十五章 特約事項

- (特約事項)
- 1 寄託者又は証券所持人が前条に規定する事項を承諾した場合は、当会社が寄託者又は証券所持人の負担する間接税を納付したときは、納付の日から日歩を減額する。
 - 2 (免責事項)
- 1 当社は、次の損害については、責任を負わない。
 - (1) 税関が行なう検査、取寄その他の措置により受寄物に關して生じた損害
 - (2) 税関の取寄後、公示その他諸手段により寄託者又は証券所持人の受けることとなる損害